

2021年10月1日より、適格請求書発行事業者の登録が開始されました。詳細は担当者までお問い合わせください。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
令和3年10月1日
代表社員 大嶋 幸児

今月は石田に代わり、共同代表の大嶋からお便りいたします。

7月に着任以降、早くも3か月が経ちましたが、ここにきてようやく緊急事態宣言が解除されました。緊急事態宣言も蔓延防止等重点措置法のいずれの制約もない状態は4月4日以来だそうです。ちょうど半年ほど前がどんな生活スタイルだったのかを思い出そうとしても、なかなか思い出すことができません。マスクをしていると息苦しい時期はようやく終わりを迎えますが、本当の意味でのコロナ前の生活が早く戻ってくることを願うばかりです。

●電子取引に関してお問い合わせが多い事項

先月のお知らせにてお伝えした電子帳簿保存法の改正に伴う「電子取引」ですが、ご質問の多かった事項についてご説明します。

(1) 従業員がインターネット注文をして経費の立替をしたケース

インターネットで会社の消耗品等を購入する際に、従業員の方が個人のアカウントで注文を行い、その経費を後日立替精算するケースは良くあるかと思えます。この場合、会社と従業員の方の精算は紙面で行っているケースも多いと思いますが、もともとの取引行為が電子取引に該当するため、従業員から領収書などの電子ファイルを入手し、保存・管理しておくことが必要となります。詳細は、国税庁から公表されている「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」の問8をご確認下さい。

(2) インターネット注文をして商品受け取り時に代引きで支払ったケース

インターネットで会社の消耗品等を購入しても、代引きを利用する場合には、商品代金の支払い事実を示す書類は支払い時に紙面で入手することができます。この場合には、紙面があるので電子ファイルを保存する必要がないのではないかとされるかもしれませんが、しかし、代引きで支払時に入手した紙面には、取引日、取引の相手方、金額といった情報が網羅されていない可能性がある点に留意が必要です。そのような場合には紙面だけでは不十分となる可能性があり、インターネットで注文した際に発行される電子証憑を保存・管理しておいた方が良いかと思われます。

(3) 電子データのバックアップ

バックアップは必須かどうかについてお問い合わせ頂くことがあります。この点、国税庁の一问一答では特にバックアップが必須の要件とはされていませんが、誤ってデータを消去してしまうリスクなどを考えると、現実的にはバックアップデータを保存しておくことが望まれます。一般に PDF ファイルなどは容量が大きくなる傾向にありますので、電子取引の量が多い場合には留意が必要です。

● 適格請求書発行事業者の登録

8 月、9 月のお知らせにてお伝えした消費税の適格請求書発行事業者の登録ですが、最も影響を受けるのは、これまで免税事業者であった場合です。個人事業主の方などで、これまで課税売上高が 1000 万円以下であったため、消費税の申告・納付をしていない場合には、影響を受ける可能性があります。

詳細は書面で書くより担当者と直接お話いただいた方が良いかと思しますので、お問い合わせ下さい。